平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域(交流及び共同学習)】

教育委員会名	栃木県佐野市教育委員会
指定したモデル地域名	赤見中学校区

概要

モデル地域の構成 (平成26年5月1日現在)

モデル地域 (学校設置者)の内訳	学校数(学校種別)
佐野市 赤見中学校区	小学校 3 校、中学校 1 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色(特別支援教育に関する事項)

モデル地域には、合わせて3つの障害種(知的障害、自閉症・情緒障害、病弱・身体虚弱)の特別支援学級が設置されている。学区内にある小学校の児童のほとんどが同じ中学校に進学するため、事業実施以前から、小・中学校の教員による乗り入れ授業や合同授業研究会、学校行事の実施など、小・中及び小・小の連携を密にした教育活動が進められてきた。特別支援学級の児童生徒も、自校はもちろんのこと他校の児童生徒との交流及び共同学習を行う中で、様々な経験を積んでいる。一方で、病弱・身体虚弱特別支援学級においては、病状やそれに伴う身体的な障害等に十分に配慮した指導や支援を行うことが重要となっている。

こうしたことを背景として、モデル地域では、これまで行ってきた小・中の連携を基盤とした上で、それぞれの障害や児童生徒の実態に応じた指導や支援の工夫・改善を行い、交流及び共同学習の充実を図るための実践研究に取り組んできた。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 合理的配慮協力員の配置

合理的配慮協力員1名をモデル地域の拠点校に週2日配置した。また要請に応じて 拠点校以外にも勤務できるようにした。取組状況の把握を行うとともに、専門的な立 場から合理的配慮の提供について指導・助言した。また、必要に応じて、当該児童生 徒の観察や相談、保護者との教育相談対応、教職員との相談等の支援を行った。

(2) 病弱・身体虚弱特別支援学級への体制整備 病弱・身体虚弱学級では医療行為が必要となることもあるため、看護師免許を持つ 指導員を配置している。指導員は、医療的ケアを図るほか、通常の学級で交流及び共同学習を行う際の介助員としての役割を果たしている。

(3) モデル地域の取組状況の把握と指導・助言

教育委員会と合理的配慮協力員が連携し、モデル地域の取組状況を適宜把握した。また、モデル地域の管理職による運営会議やモデル地域における研究推進会議に教育委員会担当者が参加し、研究の進捗状況を報告し共通理解を図ったり、研究計画を基に進められる交流及び共同学習についての協議や対象児童生徒への合理的配慮の提供に関する協議における指導・助言を行ったりした。

(4) タブレット端末等の ICT 機器を活用した合理的配慮の提供に関する支援

特別支援学級に在籍する児童生徒に ICT 機器を活用することで、より効果的に合理的配慮を提供できると考え、モデル校にタブレット端末と電子黒板機能の付いたプロジェクター等の ICT 機器を配置した。その効果的な活用方法については、合理的配慮協力員が適宜、指導・助言を行った。また、教育委員会の情報教育担当指導主事や情報教育アドバイザーが ICT 機器の設定、使用上のルール決定の際の指導・助言、使用方法の助言等を行った。

(5) 教職員研修等の実施

本事業を進めるに当たって、モデル地域の教職員を対象に、合理的配慮に関する研修や ICT 活用に関わる研修会や会議を教育委員会が主体となって実施した。

【モデル地域における取組】

(1) 研究計画に基づいた交流及び共同学習の実践

研究計画の作成に当たっては、合理的配慮の対象となる特別支援学級児童生徒、実施時期、実施場面(教科・領域・日常活動・学校行事等)、指導者を明確にした。また、対象児童生徒と通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習、対象児童生徒と他校の特別支援学級及び通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習、対象生徒と特別支援学校の生徒の交流及び共同学習、通常の学級の児童と特別支援学校の児童との交流及び共同学習など、様々な交流及び共同学習を実践した。

(2)「交流及び共同学習連携シート」の作成・蓄積と交流及び共同学習を効果的に行うためのポイントの整理

実践した交流及び共同学習は、「交流及び共同学習連携シート」(以下「連携シート」という。)に記録・蓄積した。交流及び共同学習を実施するに当たって児童生徒の実態、本人・保護者の思いを明らかにすることで、対象児童生徒に対してどのような合理的配慮を提供したらよいかが明確になり、より具体的な手立てを講じることができた。また、連携シートを蓄積することで、交流及び共同学習を実施する上でのポイントを整理することができた。これによって、交流及び共同学習を実施するに当たって、それまで何気なく行っていたことが実はとても大切なことであったことを改めて確認することができた。

(3) 合理的配慮の提供のための ICT 機器の活用 特別支援学級において、タブレット端末等の ICT 機器を活用した合理的配慮に関す る実践的研究を行った。対象児童生徒の実態に応じて ICT 機器を活用することで、学習への意欲が向上し、学力の定着にも効果が見られた。また、心理面での配慮にも有効であることが検証された。

3. 成果及び課題

【成果】

- (1) 実践研究を通して、交流及び共同学習を効果的に行うためのポイントを整理することができた。このポイントを意識して交流及び共同学習を実施することで、対象児童生徒への合理的配慮のための手立てが今まで以上に具体的に講じられるようになってきた。
- (2) 特別支援学級の児童生徒に対して、タブレット端末等の ICT 機器を活用した合理的 配慮の提供ができた。これによって対象児童生徒が、自分のもつ力をこれまで以上 に発揮できるようになり、交流及び共同学習に意欲的に参加する姿が見られるよう になった。
- (3) 専門的な視点から個々の教職員の取組を見直し、つなげる役割をもつ合理的配慮協力員を配置することで、校内体制や児童生徒への指導の見直しと改善が図れた。

【課題】

今後、より効果的な合理的配慮を提供するために、対象児童生徒の的確な実態把握の方法の研究や個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用を更に進めることが必要である。また、特に病弱・身体虚弱特別支援学級においては、特別支援学校のセンター的機能や専門家の活用を一層図る必要がある。さらに、教職員研修を充実させ、全校体制による特別支援教育をこれまで以上に推進する必要もある。